

第四十回国会 参議院運輸委員会會議録 第二十一号

昭和三十七年四月十日(火曜日) 午後一時四十二分開会

運輸省船舶局長 吉田 俊朗君

委員の異動

本日委員田中茂穂君、平島敏夫君、島島徳次郎君、江藤智君、大和与一君、相澤重明君、赤松常子君及び中村正雄君辞任につき、その補欠として田中啓一君、徳永正利君、横山フク君野本品吉君、小酒井義男君、米田勲君、松浦清一君及び田上松衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村松 久義君

理事 天埜 良吉君 金丸 富夫君 大倉 精一君

委員 田中 啓一君 徳永 正利君 野本 品吉君 横山 フク君 米田 勲君 田上 松衛君

國務大臣 運輸大臣 齋藤 昇君

政府委員 運輸省船舶局長 藤野 淳君

常任委員 古谷 善亮君

第十部 運輸委員会會議録第二十一号 昭和三十七年四月十日 【参議院】

本日の會議に付した案件 ○モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○連合審査会開会に関する件

○委員長(村松久義君) たいだいまより委員会を開会いたします。 まず、委員変更について御報告いたします。

本日、大和与一君、赤松常子君及び中村正雄君が辞任され、小酒井義男君、松浦清一君及び田上松衛君が選任されました。

○委員長(村松久義君) 次に、モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入りませう。順次御質問願います。 ○大倉精一君 まず最初に、新しいモーターボート法案の趣旨並びに改正の動機について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(藤野淳君) モーターボート競走法の一部改正の動機あるいは方針等について御説明申し上げます。

モーターボート競走法が制定されましたのは昭和二十六年六月施行でございますが、その後二十九年に事務的な改正が行なわれ、さらに三十二年にまた改正が行なわれております。その間

いろいろ自転車あるいは小型自動車競走というような類似の公営競技とともに、いろいろ競走の実施にあたりまして世論の批判がございましたわけですが、モーターボート競走もその中にあつたわけでございますが、政府におきましては内閣に公営競技調査会を設置いたしました。公営競技全般のあり方につきまして根本的な検討を加えて参つたわけでございますが、昨年の七月に公営競技調査会の答申が提出され、結論は、公営競技の疑点、欠点を指摘いたしまして、現状以上にこの競技を奨励しないということと条件に存続というふうな答申は相なっております。そういったしましてその答申には、十三項目にわたる公営競技の改善を要する点につきましていろいろ指摘をされているわけでございます。

運輸省といつたしましては、モーターボート競走法の一部改正の方針は、この公営競技調査会の答申をできるだけ改正案に織り込むということを基本的な態度といたしまして改正案を作成いたしましたわけでございます。これは、私どもの根本的な基本的な態度でございます。

○大倉精一君 この公営競技調査会に対して政府は諮問をしたのか、あるいは自主的に調査をして答申をしたのか、どういふ形式をとられたのか、どうか。

○政府委員(藤野淳君) 政府が公営競技調査会に諮問をしたわけでありまして、御説明を願ひたい。

○大倉精一君 その諮問の内容について御説明を願ひたい。

○政府委員(藤野淳君) お答えいたします。内閣総理大臣から公営競技調査会に對しまして諮問が行なわれておりますが、この諮問は、昭和三十六年三月十五日の第一回合会において次のような諮問をされております。「競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度とこれら公営競技全般に對する今後の基本的方針について貴会の意見を求める。」というので諮問でございます。

○大倉精一君 この諮問は、ここに答申のプリントがありますけれども、各項目にわたつては、政府としては意見なりあるいは諮問の内容なりには含んでいなかったのかどうか。これは自主的にこの調査会が出したのですか。

○政府委員(藤野淳君) 諮問を受けまして、調査会が公営競技全般につきまして答申案を作成いたします過程におきましては、政府は意見を述べませんで、間接的に参考的な意見を求められるという程度でございます。自主的に公営競技調査会が答申を作成したというわけでございます。

○大倉精一君 大体答申は内容として一から十三まで各項目にわたつて具体的な答申が行なわれておりますけれども、この内容について、政府のほうとしてこういう内容の意見を調査会にあらかじめ言つてあるかどうか、あるいは調査会に政府として考え方なり参考意見なりというものをお述べになつた点などはどういふ点かということですね。大体政府の意見どおりになつ

ておるのか、あるいはそれを否定された部分があるのか、そういう点はいかがですか。

○政府委員(藤野淳君) 答申の内容が、政府の意見をどのように反映しているか、あるいは政府の意見と食い違つた点があるかないかというふうな御趣旨の御質問だと思ひます。ただいま申し上げますように、政府は公営競技調査会の幹事といたしまして参画いたしております。あらかじめ政府の意見はこのようなものである、このよ

うな方向に改正することが望ましいといつたような意見は何ら申し述べておりませんので、答申の結果が、政府の意見と照らしてどういふことではないかというふうな承知をいたしております。

○大倉精一君 そうしますと、これは調査会自身が自主的にこういう答申を作られたという工合に受け取つて差しつかえないと思つたのですけれども、根本的に政府がこの調査会に對しまして諮問をした理由というものは、このモーターボートなり競輪なり、そういうものの弊害というものを政府みずから認識をされ、確認をされておつたがゆ

えに、どう直したらいいか、こういうことから諮問をされておると思つたのです。ですから、この政府が認められておる弊害というものは、どういふ弊害があるか、どういふ問題が起つておるか、こういう政府の認識についてひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤野淳君) 公営競技を実施いたしましたして、モーターボート競技

はすで十年の歴史を持っており、公営競技は欠点ばかりではございませんで、利点も幾らかあるわけでございませぬ。したがって世論が、非難あるはそれに基づく廢止論一方ではないのでございまして、一方には存続論も相当強いものがあつたことは、これは否定できなかったわけでございませぬ。したがって、政府は諮問をいたしまして、答申をいただいたわけでありませぬ。この公営競技、私どもも所管いたしておりますモーターボート競走の悪い点と申しますか、批判を受けております面は、やはり射幸的な一つの娯楽でございませぬので、この行き過ぎのためにいろいろ社会問題を惹起するとか、場合によつては家庭悲劇といったようなこともないわけではないのでございまして、これらの点が非難に値する大きな欠点ではないか、かように思っております。

○大倉精一君 これは今お答えになつたように、競輪、競馬、モーターボート、モーターボートは比較的その率は少ないかもしれないけれども、相当社会的な問題を引き起こしておる、あるいは家庭争議なり、あるいは場合によつては親子心中ということもあるのです。あるいは刃傷事件まである、この答申にもあるように、第八項ですか、「騒乱等の発生を防止する」と、こういう文言が出ておるのです。こういう幾多の社会的な深刻な欠点がある。反面において存続するという意見があるということなんです、どういふ理由で存続するという意見があるのですか。

○政府委員(藤野淳君) 存続の理由は、このように私どもは承知いたしております。公営競技は射幸性に基つきました一つの大衆娯楽でございまして、これが公開の場所で行なわれておりますという点が非常に大きな特徴でございまして、これを抑圧、あるいは禁止いたしますと、別の非公開の賭博的な娯楽に追い込む、あるいはそういう方面に、大衆の別な面であつたやうな社会悪が広がっていくといったやうな心配が一つあげられることがございませぬ。もう一つ、モーターボート競走法によりまして、売上金の一部が、きわめてわずかでございませぬけれども、交付金として関連産業の振興事業の財源になつておるわけでございませぬ。わすかではございませぬけれども、これが非常に大きな効果を今まで現わしておるわけでございまして、この点は無視できない点でございませぬ。もう一つは、モーターボート競走を例にとりまして、競走の行なわれております環境が、海面であるとか、あるいは川であるとか、池であるとかいふような、非常に海事思想の普及とか、場合によつては観光ということにもプラスになつておる点もございまして、こういう点では確かにいい点を持つておるといふふうに考えます。またスポーツの振興といったような面も見ますことができる。さらに大きな点は、売上金の一部が施行者である地方公共団体の財源となりまして、地方財政の改善に寄与しているというところは、これは無視できない一つの利点である、かように考えます。

○大倉精一君 今述べられた理由の第一は、これはまた問題があるのですけれども、関連産業にわずかな金であるけれども、この売上金によつて相当大きな貢献をし、効果があるということ。それから地方財政に対して相当の助けになつておるといふこと。これは具体的にどのくらい、どうなつておるかということがわかりませぬか。

○政府委員(藤野淳君) お答えいたします。二十七年から三十五年まで、九年度にわたります集計結果から申上げますと、舟券の売上金額は、千六百三十七億ございまして、地方公共団体の施行者の純収入と相なつておりますのが九十二億一千七百万円に上つております。これが地方財政の改善に寄与している金額でございませぬ。それから関連産業の振興に充てられております十九億交付金と申しますのがございませぬ。これが十一億九千九百万円に相なつておる次第でございませぬ。以上が二十七年から三十五年にわたります合計でございませぬ。

○大倉精一君 まあそうしますと、大體施行者に渡る金額が九十二億、これが九九年です、大體十億、一年間に、それから関連産業は大體一億何千万円ということになりますね。これは日本の施行者の全体の数字ですから、この金額をもつて非常に大きな貢献を持つておるとは、私はどうも考えられない。幾分かの助けにはなるだろう。幾分かの助けになるけれども、そのほかの弊害というものが非常に多い。たとへば今理由の一つとして取り上げられたところの、これを廢止するといふと賭博行為といふものがやみになつて悪質になるということ。これはちやうど売春禁止法と同じ論法で、売春を禁止すればやみの人身売買がはやるといふやうな、そういう論法があると同じやうに、私は、賭博行為に類するやうなものを公営にするということ自体が、どうも好ましくないと申すのです。それから海事思想の普及あるいは観光に役立つといふことですが、私はモーターボートを見て海事思想の普及などというものはナンセンスだと思つておる。あるいはスポーツの振興、これはモーターボートをやらないとスポーツが振興しないといふのは理由にならないと思つておる。ですから、もつとやめてくれといふことは、やはり業者からの意見もあるだろうし、あるいはこれをやるに於いて多少でも関連産業なり何なりにお金が回ることですから、これは根本的に、いろいろな理由は抜きにしまして、競輪なりあるはモーターボート競走なりといふものはいいものか悪いものか。これをやることはいいものか悪いものか、これはどうなのですか。確かに一長一短はあるでしょうが、国家の事業として、あるいは公営事業としてやることはいいのか悪いのかといふところが問題になるかと思つておる、どうなのですか。

○政府委員(藤野淳君) 公営競技には四種類ございませぬが、モーターボート競走法はその中でも最もあとに制定せられた公営競技でございまして、競走法が十分まあ整備されておりました、従来他の公営競技に比較しますと、比較的にまあ社会的な弊害も、比較論で恐縮でございませぬが、少ないといふふうに私も考えております。公営競技調査会の答申が存続といふふうに決定いたしましたわけでございませぬが、調査会の答申にございませぬように、競技の環境を改善いたしまして、その改善のための財源も法律的に確保するような措置をいたしまして、施行者も競走会も競技のレベルを高めていこうという面でお一、その後弊害はだんだん少なくなつて参りまして、プラスの面が非常に多くなつてございませぬ。かように考えておる次第でございませぬ。

○大倉精一君 参考のために聞きますけれども、調査会のメンバーはどういう方ですか。書いたものはございませぬか。

○政府委員(藤野淳君) お答えいたします。公営競技調査会の委員は二十人になつておりました、委員の御職業なり御専門なりを申し上げますと、陸上競技連盟の副会長あるいはプロ野球のコミッショナー、体育関係の方、それから銀行の副頭取あるいは経団連の副会長、それから政治経済評論家、日本赤十字社の副社長、それから作家も数名おられます。それから東大の教授の方、それから国際ラジオセンター会長、それから経済研究所長、それから私立大学の教授もおられます。それから証券会社の社長、それから公営企業金融公庫総裁、評論家といったやうな方からなつております。

○大倉精一君 まあたいへんりっぱな方々がメンバーになつておるに、なりましたけれども、競輪なり競馬なりあるいはまたモーターボート競走等において被害を受ける家庭は、そういうりっぱな方々ではないはずですよ。一般庶民階級の、どつちかといへば非常に低い生活をやつておる方々が射幸的に競



下の競走もけっこうです。けっこうですが、このモーターボートのところへ行つて公に公営として賭博的なかげごとをするという行為を認めておるといふこと自体に、私は問題があると思うのです。そういう点はいかがですか。

○國務大臣(齋藤昇君) これは御承知のように、国がやっているわけでございませぬが法律で施行者は県または公共団体ということになっておりますから、おっしゃいますように、こういう公共団体を施行者として、競走をやつておきます競走会ですか、そういうようなものを、これはやはり野放しにするわけにはいきまじから、認可か何かの形にして、そうしてその売上金の幾らかを出させるというふうな考え方も成り立つたろうと思ひます。それらの点は、御意見の次第もありまして、将来とも考慮の価値があるかどうか、かように考へております。

○大倉精一君 私は非常に矛盾があると思ひます。たとえばマージャンなからマージャンが民間の経営で自由にやつておられますね、ところが、これはかけマージャンをやれば警察に引っぱられる。ところが競輪なり、競馬なりというものは、かけてもいい、これは公に國家が認めてやらせているのですから。かけてかせぬ。それでもつて業界なり、あるいは地方団体なりが潤うというふうな制度があること自体が、私はどうも納得できないですね。ですから、近い将来でなくて、もう競輪、競馬というものは、あるいはモーターボート競走というものは、これは奨励してもけっこうですが、ただ賭博行為は厳禁する、こういう態度でもつて臨まなければ私は筋が通らないと思ひます。

でありますから、私はこれは根本的に賛成できない。弊害があり、あるいは利益もあるだろうというふうなことでありましたけれども、私はもう弊害のほうがうんとウエートが大きくて、利益のほうが若干、その関連産業なり、あるいは地方団体なりが潤うという程度にすぎない。海事思想の普及とか觀光に役立つとかスポーツの振興とかといふことは観念的な理由であつて、私は全然そんなことは問題にしていない。ですから、将来というよりはむしろこれは廃止すべきだと思ひ、公営というものは、むしろ公営にするならば、賭博行為を一切禁止するのだといふ工合に政府が踏み切つてもらわなければならぬと思ひます。

それから答申の第十項についてお伺ひしたいのですけれども、選手その他の雇用関係はどうなつておるのであるか、どういふ状況ですか、それを一ぺん説明してもらひたい。

○政府委員(藤野淳君) 競走関係従業員の雇用関係あるいは労働条件等についてお答えいたします。競走関係の従業員を大別いたしますと、雇用関係は施行者関係の従業員と、それからモーターボート競走会関係の職員というふうに分かれるわけでありまして、また、施行者関係の従業員についてみますと、常勤職員と非常勤職員というふうに分かれるわけでありまして、常勤職員は地方公務員としての身分関係に立つておりますので問題はないように思ひますが、投票券の発売をいたしたり、あるいは払い戻しとか、場内掲示、雑役等に従事しておりますのは非常勤の従業員が大部分でありまして、これは次のような状況に相なつており

ます。まず雇用の形態でございますが、これは非常勤でございます。大部分の施行者は一カ月単位で雇用契約を締結いたしております。また雇用につきましては特に条件をつけない場合が多いのでございますが、若干の施行者は最高年齢を制限しておるのでございます。

それから賃金でございますが、これは各施行者によりまして若干の差はございますが、平均いたしますと実働六時間で大体五百円というものが基本給に相なつております。五百円のほかに交通費であるとか精勤費であるとか、あるいは期末手当などを支給しておる施行者も相当ございます。また大部分の施行者は、年に一回二十円見当の昇給を行なつております。また福利厚生というものにつきましては、若干の施行者がこれらの従業員につきまして、日雇健康保険、それから労働者災害保険、失業保険への加入を行なつております。なお、これらの従業員は家計を補ないますアルバイトといったような者が相当多いのでございますが、また、ほかの類似競技とかけ持ちをいたしまして、その収入で生計を維持しておるといふ者も相当数多くござい

それから二番目のモーターボート競走会関係の職員につきましては、臨時は少ないのでありまして、基本給が大体七千円ぐらいでございます。大部分の競走会がこれらのほかに開催手当あるいは時間外手当などを支給をいたしております。それからすべての競走会が社会保険と失業保険への加入を行なつておる次第でございます。以上でございます。

○大倉精一君 べらぼうに安いですね、これは。たとえば日雇い五百円といひますけれども、モーターボート競走は始終あるわけじゃない。月におそらくどのくらいですか、十五日もやっていますか。そうしますと、一体、五百円で十五日、わずかなものですね、七千五百円。それからモーターボート関係の基本給が七千円、こういう低い給料でどうやって生活していきま

か。

○政府委員(藤野淳君) 先ほど申し上げましたように、競走会は一県に一つございまして、競技場が幾つか県内にございまして、その競技場の開催日数が少しずつずらしてございまして、これらのものをかけ持ちをする、あるいは競輪とか、あるいはオートレースとかいったようなものにも顔を出して働くといったようなかけ持ちも相当ございます。それでこの五百円と申しましたのは、いろいろ研究いたしましたのが、不当に安い賃金ではないというふうにか考へております。

○大倉精一君 こういうことが、ますますもつてこの種の競技の不健全性を助長しておるのじゃないかと思ひます。すね、これじゃ生活できませんよ。ですから、答申の第八項に書いておるように、ノミ屋とか予想屋に対する取締まりを厳重にするというふうなことを言つてみたところで、こういう法律を作つておけば、この人たちはノミ屋なり、あるいは予想屋なり、そういうギャンブル専門の仕事をさせてかせぐといつちやなんですが、こういうものでもって生活の補助をする、これ以外にないでしょう。そういうことをしておいて健全にするといつたつて、これはナンセンスだと思ひます。こういう答申

を出してみても、こういう労働条件なり雇用条件なりを変えなければ、私は競技上の健全化ということはありませんか。こういうふうな前時代的な給料で雇つておつて、こういう足りないもので何とかがやつてくれというのでは、自然に賭博行為でもやる以外にない。これはいかがですか、この条件をまづ変えなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(齋藤昇君) ただいま局長がお答え申し上げましたように、施行者の雇つておられます事務員——臨時職員が大部分でございまして、五百円の日給がまあ基本給で、それに若干付加給付を加えてどのくらいになりませぬか、それにしてもたいしたものではありませんが、しかし、大体方々かけ持ちをして、それで大体生計を立てる、あるいは何と申しますか。余暇の時間かせぎをしておるといふのが現状のようですが、先ほどおっしゃいましたノミ屋だとか何とかいう者、こういう者は関係ないと思ひます。ただ、競輪施行に当たる人たちが、十分競技を全うするに於いて働けるだけの給料は、これはあげなければならぬと思ひます。これらに労働組合があるかどうかはわかりませんが、まああつてもなくとも、それらの人たちが喜んで競技の施行を完全に行なえるだけの待遇は、これはなければならぬと思ひます。実情に應じて、私のほうからもさらに指導を加えて参りたいと、かように考へます。

○大倉精一君 これはもう私はこの法案に反対しませんが、あるいは多数決で通つていくだろうと思ひますが、特

に要望するのですけれども、この人々の勤務する職場というものは、普通の健全な職場じゃないのですよ、何と云われても、賭博場とまではいかなくても、やはりかけごとを主体とする職場に勤務しているのです。ですからこういう人々の勤務状態が健全になるような指導をしないというのと、この競輪なり競馬なりあるいはモーターボートというのは健全なものになってきませんよ、これは。ですからこれは政府において公営をする以上、ぜひ責任をもってそれにひとつ指導をしてもらいたいと思う。

それから選手に対する報酬はどうなっているのですか。  
○政府委員(藤野淳君) 選手の報酬等でございますが、ことしの三月一日現在で、選手は千三十二名おるわけでございまして、平均年齢が二十九才でございます。選手の所得の状況は、平均所得額——日当、宿泊費を含みましてものを申し上げますと、男子の選手は年間九十四万四千九百五十六円、月平均七万八千七百四十六円でございます。女子選手は年間七十五万七千七百七十四円、月平均六万二千二百五十四円という平均所得額に相なっております。なお、選手の月平均の稼働日数でございますが、これはいろいろクラスが分かれておりまして、A級、B1級、B2級、C級と四種類に分かれておりますが、月平均でA級は十四日B1級は十二日、B2級は九日、C級選手は七日、かように相なっております。以上でございます。

○大倉精一君 この宿泊、日当を含んで月平均七万というのですか。——それから七万の中には、平均ですから最高、最低があるだろうと思うのです。少ないほうの部分は何のくらいにあるのですか。  
○政府委員(藤野淳君) 最高、最低はどのようになっているかという御質問でございますが、最高は日当、宿泊を含めましてものが、男子が年間二百八十七万五千六十円、月平均二十三万三千七百五十五円、女子は年間百三十六万八千七百五十円、月平均十一万四千六百十二円に相なっておりますが、最低のほうは出場日数が少なかったりいろいろ個人の事情がございまして、最低という数字はただいまございませぬが、千三十二名の選手のうちで十万円以下の年間所得が七人ございまして、それは三十四年です。三十五年では十万円以下が二十五人という比率に相なっております。

○大倉精一君 あとからでいいですか、大体選手の収入の分布状態、そういうものを出してもらいたい。それからもう一つは、これは勝ったときと負けたときと収入は違うのですか。  
○政府委員(藤野淳君) 収入は競技の成績によりまして、一等、二等、三等といった成績によって賞金の額が違うわけでございます。したがって、成績のいい選手は収入が多く、また月平均の稼働日数も多い、成績の悪い選手は収入も少なく、月平均の出場回数も少ないということになっております。

○大倉精一君 私は競輪あるいはモーターボート競走には行ったことがないから、よくわからないから、参考に聞くのですけれども、一競技について、その売り上げの何パーセントというものが選手に渡る、そういう制度になっ

ているのですか、売り上げにはかわらざ一競技について一等は幾ら、二等は幾らというふうになっているのですか、それはどうなっているのですか。  
○政府委員(藤野淳君) 選手に対する賞金は、売上額によって等差を設けております。売上額によりまして四段階に分かれておりまして、また競技の種類は一般の競走、選抜の競走、さらに優勝レースといった競技の種類によりまして、賞金の額に等差を設けてあります。

○大倉精一君 私は質問はいいかげんでやめますけれども、選手の報酬の状況を見ても正常なものではないと思えます。また公営でやるならば、やはり選手に一定の額を保障しなければならぬ。ほとんどすべて賞金でもって選手的生活をまかなっているという状態でしょう。あるいはほとんどの収入によって生活が立てられない、売り上げによって云々ということになっているのでしよう。こういうことで公営にするということ自体、私はどうも納得ができません。ですから、結論的に言うならば、この答申もモーターボート競走はこれ以上奨励しないというふうな妙なことがついていようような答申ですね。これが自分正常ではないかと思う。こういうものに賛成して、国会がこの法案を上げていくということ自体、私はおかしきと思う。ですから、これは先ほど申しましたように、将来はモーターボート競走あるいは競輪あるいは競馬というもの自体は、何も悪いことではありませんが、やり方がいけないかと思う。公営的にふさわしいフェアプレーでやっていると、そういうフェアな運営をしなれば、私は公営にふさわしくないと

う。私はこれにはそういう意味で賛成できません。質問は終わります。  
○委員長(村松久義君) この際、委員の変更について御報告いたします。本日、田中茂徳君、平島敏夫君、江藤智君、鳥嶋徳次郎君及び相澤重明君が辞任され、田中啓一君、徳永正利君、野本品吉君、横山フク君及び米田勲君が選任されました。

○委員長(村松久義君) 御質問願います。  
○田上松衛君 あらかじめお断わりしておきますが、初めて運輸委員会に他の委員と交代してきている立場から、特に今提案されている法案の内容については十分調査をしておらないわけでは、むしろわかり切ったことじやないかという点が運輸委員の専門の方々にはおありだろうと思っております。その点ひとつお許しを願っておきます。

法案の内容すら十分に読みこなすための余裕を持たずしてやっておるわけなんです。まあそういう立場に立ってお伺いするわけなんです、この法案の理由として掲げるところを見るに、政府みずからがこうだということじやなくして、自立的な立場で考えたのじやなくして、公営競技調査会の答申に基づいて、かくかくしたいのだと、こううたつてあるわけなんです。まず、この点については、それとおりだということなんです。それともこれはただ答申は参考までのものであ

て、政府はみずから自主的な一つの見解あるいは識見というものを持って改正しようとする法案であるかどうか、これについての御見解を求めます。  
○國務大臣(斎藤昇君) この法案は、政府の提案でございますので、答申の趣旨を尊重をいたしたことはもちろんであります。しかし、政府の見解としてこうすることがよいと、かように考えて提案を申し上げた次第であります。

○田上松衛君 公営競技調査会の答申を見ますと、これはモーターボート競技法についてこううたつたということではないわけなんです。これは一切の公営競技に関する現行制度と今後の基本的方策について答申をしたと、こういうことになっており、その範囲は競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走、こういう広範なものにわたっているわけなんです。ところが、これについておるのですけれども、調査会は、まあ悪口になりすけれども、慎重にこれを審議をしたという形を示す表現として、総理大臣からこのような諮問を受けたが、その後十回におよぶ会合と三回にわたる現地調査を実施し、かつ公営競技の施行者、実施者及び警察消防関係等の参考人の意見をも聴取して、調査審議を行った結果——と、こううたつておるわけなんです。私がこの場合に申し上げたいことは、今申し上げたような競馬である、競輪である、小型自動車競走である、モーターボートであるというふうな、しかもさつきから大倉委員がごもごも話をされたように、今一番問題にだとしておられるかのようなことを

言われたけれども、それとは逆に、大部分の国民感情というものは、何と云ったってばくちなんだと、これは、これがあつては困るのだという気持ちを明らかに持つておるのである。ところが、こういう会合をこれだけやったからというので、万全を尽くした上の答申だということ、私はむしろこつてい千万だと思つて、いやしくもこの調査会がこういうことをするならば、こんなことは一々消防や警察やあるいは競技の今の施行者や公営競技の実施者や、そんな者の意見を聞いて変えるということがおかしいのであつて、そんなことはわかり切つておる問題だからやめてくれというようなことは、一向ありません。それよりか、考えることは、たとへば最近非常に尊重されるところの公聴会を開いて、むしろ公述してもらふ方は、はじめに日本の姿をどうするかということ、あるいは今日の社会のもろもろの弊害を、どういう工合にして除けばいいかというところに頭を悩ましておられる人、教育者、こういうような人々の意見を求めるような公聴会を開いてやらなければ、運輸大臣が考えておられるような、まあ弊害もあるだろうけれども、それはたいていけさすればたいしたことはないのだ、一面射幸心を必ずしもこれをつんでしまふわけにもいかぬのだ、だから健全な姿にしなければならぬと思つておるといふようなあの考え方であれば、特に諮問をするとき心がまえとして、ほんとうの線を引いてくれというのでなければならぬ。それがこういう形でなされておるといふところに、

まあさつきのお答えは、必ずしも答申だけにたよつたのではない、運輸省が自主的な考えをもちろん中心としてやつていくのだという趣旨の答弁ではありましたが、その諮問を免すこと自体がこれがおかしいのだ、まずこういう点を私は指摘しておきたいと考えるわけです。これに對しての答弁はあえて求めません。

そこで、ぜひお聞きしなければならぬ問題は、この答申のあとに、一番最後についておきますモーターボート競走法、このモーターボート競走法は、今ごろのものと、これが昭和二十六年の六月十八日に法律化された。そして今日までの間に九回にわたつて改正が行なわれておるわけなんです。私はこのモーターボート競走法の立法の趣旨というものが、ほんとうに趣旨のとおり、目的のとおり行なわれておるといふものであるならば、こんな十年の間に九回も、今度は十回目になるわけなんです。こう変えなければならぬということがあるはずはないと思つておるのです。これは立法の趣旨はついでです。認識を新たにするために読んでみますと、「この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及宣伝と観光事業に資するとともに、地方財政の改善を図るために行ふモーターボート競走に関する規定とするものとする。」とあるから、実にこれはついでです。りつぱだったにもかかわらず、今申し上げたように、十一年の間に九回も改正しなければならぬといふことはこの趣旨

のとおりに行なわれなかつたのもろもろの弊害が伴つたからであらうとも思つておる。今この場合、改正の年度を追つてどうこうという繁雑は避けたいけれども、大まかに御聞きしておきたいことは、九回にわたる改正の要点は、どういふことだったのか、御記憶の程度でもいいんですから、お答えをいたしたい。

○説明員(吉田俊朗君) それではモーターボート競走法、昭和二十六年六月に公布施行されました。以来の改正の経過を、あらまし御説明申し上げます。

九回と申しますけれども、設置法の改正、その他ほかの法律の改正に伴つて字句修正等の影響を受けて改正せざるを得なかつた改正もございまして、内容的におもな改正が行なわれまして経過だけについて御説明いたした。昭和二十九年に補助金等の臨時特例等に関する法律の成立に伴いまして、納付金の国庫納付制度及び国家予算計上制度が廃止されたために、自動車競走法等の臨時特例に関する法律が制定されました。モーターボート競走からの収益の一部を機械工業の振興に充てる制度に改められたわけでありまして、ところが、この臨時特例法は昭和三十三年に三月三十一日限りで失効することになっておりましたので、この臨時特例法によりまして振興費の取り扱ひ方法を改めまして、造船関係事業等の振興に充てることになつた。と同時に、モーターボート競走の健全化をはかるために、昭和三十三年に大幅な法改正を行なつた次第でございます。この改正におきましては、造船関係事業等の振興に関する規定は三十二年の臨時法となつておりましたために、昭和三十

五年に至つて再びその取り扱ひ方法を再検討する必要があるものであります。たまたまそのころ公営競技全般に對して世論の批判が高まりまして、制度全般にわたつて再検討を加える必要が生じたので、政府におきまして、先ほど御説明のとおり、公営競技調査会設置の動きが現実化したして参りました。実質的な法改正はその答申に待つことになつておりました。昭和三十五年及び三十六年に振興費に關する暫定的な、小きさな一年延長を行なつたために、そのたびごとに法改正が行なわれたわけでございます。したがつて、今回の改正はその趣旨に基づきまして、調査会の答申も出ましたので、本格的に制度全般についての全般的な慎重な再検討の結果生じた改正案でございます。まあいわけば縮めくりと申すべきものであると考えるわけでございます。

○田上松衛君 大倉委員もる指摘されましたように、モーターボート競走自体について必ずしも反対するといふわけではないのです。その点に關する限りは運輸大臣とまるまる一筋では決してありませんけれども、やはりこれを健全なものにしていく。少なくともこの立法の趣旨以外でありまして、これが健全な国民を仕上げていくことに用立つことであるならば、これはまた考えようもある、とるところもあるだろうといふ考えを持つておることは事実です。しかしながら、今までの行き方はこの競走法の、あるいはこの競技自体の運営、この点について答申の中に、はつきり書かれておるよう「社会的に好ましくない現象を惹起することが少なくない」、だから「多く

の批判を受けている」のだといふことを前もつて言つておる。このとおりなわけなのです。私はそういう見地に立つて、これをもつとどうした賭博行為に陥らないことにすることが健全化する内容だろう、こう考えているわけなんです。これをすることのために、多くの入場料を取らないで、できることならばこれは健全な一つの競技といふことでいくならば、これはある程度まで国の費用をもつてやつていけるようなことにすることも考えられていいことだと思つておる。にもかかわらず、今度のあれでいくならば、入場料をきめる等において運輸省令で定める額以上の入場料を取らなければならぬといふ、私いろいろのものを見ますけれども、こうした最低をきめておいて、これ以上のものを取らなければいかぬぞといふような式の料金といふものは、これは珍無類だと思つておる。たいがいの場合には最高を押えておいて、そしてこの範囲内ではなければならぬぞといふのが、これが普通の人々の考えるあれだと思つておる。最低をきめておいて、それでそれ以上の行き方といふものは、これは實際理解に苦しむわけなんです。この趣旨はどこからきておるのか、お聞きしたい。

○政府委員(藤野淳君) ただいま入場料を値上げするのはおかしやないかといふお話がございましたが、入場料は現在各施行者によりまして差がございまして、平均いたしまして十三円見当ではないかと思つておる。この入場料はいろいろの娯樂その他の入場料と比較いたしますと非常に不当に安い入



場料でございますので、これを若干値上げすることを省令に委任することにいたしました。この値上げしました入場料は競技の環境、競技施設の改善に充てるといふふうにいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○田上松衛君 競技施設を改善させようという面からいうと、今のその面からだけいいうならば今の御答弁もうなずかれるのですけれども、大衆娯楽、健全娯楽にする、一般的なものにする、賭博行為でないのだと、そうさせてはいかぬのだという大きな建前からいけば、おそらくこれは逆じゃないかな。そのために、私さつきくどいようだったけれども前提を置いて、ほんとうの健全娯楽、健全競技、大衆娯楽というものであって、立法の趣旨以外にわれわれが望むところの効果を求めようといいたしますならば、国の費用を使つてもいいのではないかとまで考えるわけだが、そうすると、そうするのにはむしろこれを、しまいに無料にしていくというところまで進んでしかるべきだろう、その面からいけばですね。ところがこれ以上取らなければいかぬ。そこがなかなか理解できない。今の説明ではどうして理解できない。だがそれはそれとして、最高どのくらいまでですか。

○政府委員(藤野淳君) 最高は規定いたさないことになっております。

○田上松衛君 全くこれはばくちそのものなんだ、何だかんだと云つても、ばくち奨励でしょう、端的に言つて、こんなばくちが実際考えられるのですかね。これはいよいよあれですね。それならばこれは施設の改善もしてみたいと、それから目的に書かれて

おるこれもしてみたいと。それからさらに、今まで全国モーターボート競走会連合会ですか、これに対して交付したところの、いわゆる「造船関係事業等の振興のため」という意味でやつておつたこの交付金を、今度は新たに日本船舶振興会というものを作り上げて、そうしてそこのほうへこれを交付し、さらにそのほかに、新たに一定の金額を今度は「体育事業等の振興費」という名目でもって、これを日本船舶振興会のほうへ交付しなければならぬと規定しておるわけですね、内容的には、こうしますと、およそこういうことを規定する限りは、ばかでない限り、これこれのものが大よそ入ってくるだろうから、これこれを交付しなければならぬはずだと思つてですが、この料金の改定によりまして、どのくらいの収益が増して行くということになりますか。

○政府委員(藤野淳君) 入場料の最低額をきめるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、平均十二、三円が現在の入場料でございますが、これを三十円ないし五十円というふうな最低額を考へております。現在入場料の上がりほどのくらいに相なつておるかとお申しますと、昭和三十五年度の実績についてみますと、売上総額、これは勝舟投票券の売上総額が二百九十五億円ばかりになっておりますが……

○田上松衛君 途中ですが、三十五年だけですか。

○政府委員(藤野淳君) さようでございます。約二百九十五億円でございます。それに対しては、入場料が六

千九百九十九万円、約六千二百万円に相なつております。したがって入場料の最低を上げますと、その割合でふえるわけでございます。

なお、先ほど入場料の最高をきめたいのは不都合であるという御意見がございましたが、入場料は施行者はなるべく低く、なるべく入場料を安く押えたいという希望のようでございます。最低額をきめますと、その最低額に従うということに相なるものと考えております。

○田上松衛君 最低額をきめれば施行者は最低額に従つていくだろうという、そういう甘い考えはナンセンスですよ。このごろいろいろやつても、たとえば、小さな問題、パーマネットにしたつて散髪代にしたつて、その他もろもろのもの、一切の物価を考へるときに、最高をきめると、最高即最低、全部最高を取つてしまふ、頭半分列つても最高を取つてしまふ。事ほどさうにこれは欲を持つておるとこの人間の普通のことでありまして、この場合には、法文にうたつてありますが、「運輸省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならぬ」、こう書かれてしまつと、この最低の料金になつてなつてという考えは甘いものだと思います。しかしこれは意見ですから、いろいろのものを見方違ふのでしよう、御答弁を求めらるるのばかきさいことですから、その答弁は必要としませせん。さらには、今度は「施行者は、その行なう競走の収益をもつて、社会福祉の増進」とその他の「施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする」という文句がある。こゝうなつてきますと、今私が述べたよ

うな最低のものをきめたら、それに従つて大体それを基準としてやつていくなんというところは考へられるので、幾らでも次から次へとふえてしまふことが考へられるのであるから、つい料金も高くなり、一面には根本の問題であるところの、何だかんだといったところまでひとつ大ばくちになつて立つていかないことになりまして、いわゆる賭博行為というものが、一番心配される弊害というものが、除去されるどころでなくして、いよいよこれをあおり立ててしまつていくことになるのだらう、こゝろ見すかされるわけなんです。それについての運輸大臣の御見解をお聞きしたい。

ついでですけれども、今のようになつて最低をきめるにしても、今までもよりか相当、何層倍かにこれはならざるを得ないという結果になるわけですが、今日物価の抑制をしなければならぬ、好む、好まぬにかかわらず、これは国のために大きな問題だと考へるわけなんです。こういう時期においてこういうことをすることは、そこに大きな矛盾が来はしないかと心配するわけですが、それに関してのお考え、この二点を運輸大臣から承りたい。

○国務大臣(斎藤昇君) この勝舟投票券をある程度枚数を制限したほうが、大ばくちを奨励しないことになつていくのじゃないかという御意見は、全く同感でございます。先ほどからの入場料の点は、これは大体勝舟投票券を買いにくるというものが、こゝへ入つてくる人たちの大部分であります。しかしながら勝舟投票券を買いにくる、また買わないにしても、そこへ入場して観覧をするという者から取るもので

ありまして、この入場料がないと、あるいは非常に安いということになりますると、よけい射撃心をそそりまして(笑)そうしても入場料なしに勝舟投票券だけを買いくるということになりますと、今おっしゃるような趣旨からよけい遠ざかつていく、かように考へるわけでありまして、したがつて、子供でありますとか浮浪者でありますとかいふような者を防ぐことはもちろんでございまして、ただ勝舟投票券だけを買いくるというよりは、やはり一定の入場料を払つた者でなければ勝舟投票券が買えないというようにしたほうが、私は健全娯楽の趣旨に添うものだと、かように考へております。これはあるいは御意見の相違になるかもしれませんが、改正の考へ方は、そういう考へ方でございますから、御了承いただきたいと思つております。

○田上松衛君 およそ世の中のこと何でもですが、特にこうした娯楽等に関する場合は、それが健全であるのだけれどもなんというふうな趣旨をうたつて事業を始めるものはないわけですか。あるいは弊害があるかもしれぬけれどもというふうなことを言いつつないんですよ。どろぼうにも三分の理屈があるのですから、いひ面だけをこうだと言つて、そうしなければ、次第がでさうがらぬのですね。これはこれらと関係のない、競技類のものでなくとも、何の仕事をするにしても、世の中に害毒を流すかもしれませぬけれどもひとつかかんべんしてくれ、生きるためだからというふうなばくちのたのしみなのであつて、かくかくと全く薬商売みたいなのを言つてゐるわけですが、実際問題としては、しかしそれに

ついでですけれども、今のようになつて最低をきめるにしても、今までもよりか相当、何層倍かにこれはならざるを得ないという結果になるわけですが、今日物価の抑制をしなければならぬ、好む、好まぬにかかわらず、これは国のために大きな問題だと考へるわけなんです。こういう時期においてこういうことをすることは、そこに大きな矛盾が来はしないかと心配するわけですが、それに関してのお考え、この二点を運輸大臣から承りたい。

○国務大臣(斎藤昇君) この勝舟投票券をある程度枚数を制限したほうが、大ばくちを奨励しないことになつていくのじゃないかという御意見は、全く同感でございます。先ほどからの入場料の点は、これは大体勝舟投票券を買いにくるというものが、こゝへ入つてくる人たちの大部分であります。しかしながら勝舟投票券を買いにくる、また買わないにしても、そこへ入場して観覧をするという者から取るもので

ありまして、この入場料がないと、あるいは非常に安いということになりますると、よけい射撃心をそそりまして(笑)そうしても入場料なしに勝舟投票券だけを買いくるということになりますと、今おっしゃるような趣旨からよけい遠ざかつていく、かように考へるわけでありまして、したがつて、子供でありますとか浮浪者でありますとかいふような者を防ぐことはもちろんでございまして、ただ勝舟投票券だけを買いくるというよりは、やはり一定の入場料を払つた者でなければ勝舟投票券が買えないというようにしたほうが、私は健全娯楽の趣旨に添うものだと、かように考へております。これはあるいは御意見の相違になるかもしれませんが、改正の考へ方は、そういう考へ方でございますから、御了承いただきたいと思つております。

も、文字に表わした美しい面を追って、そうしてこれをこうつんでしまつたら、ここがきれいななるだろうか。これなら顔を少し他の人並みにできやせぬかと考えるのは、甘い考えでありまして、事柄は、こういうことについて、私は、国民のためにひとつ目をかけて、政権を取り、担当していかれる大臣としては、もつときちんと国民向けの考えをもつていただかなきゃ困ると実は思っておるわけなのです。これは業者のためにやつていくというやり方では困る。だから、見解の相違があるだろうと大臣は言われたけれども、私はそういう立場からくるところの見解の相違が大いにあると思う。だから、この件に関しては場所が場所です。すから、くだいことを言うのは避ますけれども、どうかひとつ認識をさらに改められて、お前たちが言うこともまたこれは耳を傾けるべき点もあるだろうというふうな感覚で、頭を冷やして一べんこういう問題、もの見方については考え直してもらいたい。特にこのことは要望しておきます。

それからもう一つ。今までに全国のモーターボート連合会に交付していたやつを、さつき申し上げたように日本船舶振興会へこれを移していく。そこで、この交付金を受け入れて、もつと造船関係事業及び体育事業等の振興事業を行なうための団体として新たに財団法人日本船舶振興会というものを作る。こういうことになっておるわけなのですが、その規模はどんなものなのですか。

○政府委員(藤野淳君) 日本船舶振興会が新しい法律改正によりまして設立されるわけですが、この規模

は、現在、日本船舶工業振興会という財団法人が三十四年度に設立されておりました。これが事実上全国モーターボート競走連合会の振興事業の一部を助けておるような格好に相なつておる次第でございます。この規模は、役員は会長、理事長それから常任理事というほかに、学識経験者の理事が十名以内におりまして、事務局は約十七名をもつて構成されておりました。この法律改正によりまして新設されます日本船舶振興会はこの業務を事実上継承するという格好に相なるわけでございます。同規模の事務局及び同程度の有給の役員をもつて運営されるものと聞いております。

○田上松衛君 私、菌に衣を着せないでもの申し上げませうけれども、日本船舶振興会を設立する目的というものは、さつき読み上げましたように、国からの交付金を受けて造船関係事業あるいは体育事業等の振興業務を行なうのだというところになるわけですが、きわめて小規模なものだとおっしゃったが、会長あり理事長あり、常任理事あり、別に理事が十二名もいる、事務局員が十七名もいるというところなのですね。これが決して無償であるはずがないのだ。言いにくいだろうけれども、すでにこういう限りにおいては一つの計画をお持ちでしょうが、役員が受けるだろうところのいわゆる給料等、事務局員が受けるだろうところの給料一切、年間どのくらいお見込みになっていきますか。

○政府委員(藤野淳君) 先ほど御説明申し上げたのは少し不明瞭でございますが、今度できます日本船舶振興会の前身と申してもろしい日本船舶工業

振興会の有給の理事は理事長一名、常任理事一名でございます。そのほかの理事約十名ばかりは、いずれも振興関係の学識経験者よりなつておられます。これは全部無給の理事でございます。それで今度の日本船舶振興会……

○田上松衛君 いや、事務局員十七名の……

○政府委員(藤野淳君) 十七名の事務局員は、常任理事が事務局長を兼ねておられます。その下に総務部長、業務部長、経理部長がおりまして、総務部長の下には総務課長一名、それから庶務係長それから係員二名、総務係長、係員二名業務部長の下には業務課長、課長代理及び係員が二名おられます。それから係長一名も欠員になっております。経理部長の下には経理係長、会計係長がおりまして、係員がそれぞれ一名いる。それから給与ベースでございますが、給与ベースは政府機関にあつたはずの給与とほぼ同等の給与に相なつておられます。

○田上松衛君 悪口になるようですけども、まったく盲腸みたいにどうでもいような長をお並べになつたわけですが、ただ開きたかつた点は、これら有給のもの年間の給料総額をお聞きしてあるわけなんです。公団と同様だというのですが、公団はいくらもなく一般国家公務員よりかはるかに多いのです。総額でしろうとわかりやすいように年間どのくらいかかるか。

○政府委員(藤野淳君) 三十七年度予算でございますが、給与総額が千九百十万円になっております。

○田上松衛君 三十七年度というのはこれから発足するわけですね。今後の的確な年間幾らという……

○政府委員(藤野淳君) これは年間の予算でございます。新しい団体が設立されますと、これが切りかわるといふことになるわけでございます。

○田上松衛君 今のお言葉の中では給与総額と言われたが、それは期末手当その他等を含む一切の金額のことであるのかどうであるか。

○政府委員(藤野淳君) これは期末手当全部含んだ給与でございます。

○田上松衛君 ここから生まれたものをやつて、これだけの人間の機関を作が年間かかつていくということになるわけです。おそらく、あんなにどうだベース・アップが行なわれるとか何のかんのかということになるに従つて、他

の大きな、みずからものを作り出していくところの道路公団であるとか住宅公団であるとかいうような性質のもの、あるいは水資源公団であるとかいふようなもの等の、そのことを頭に浮かべて考えるならば、やはり公団並みというところになるならば、この数字は近く二千万円に達する、近くじやない、もう三十七年度年末においてやるだろうというところは、三つ子でもわかる理屈です。私は、こういうことが何か新しい日本の健全な体育を奨励していくためのものであるというふうなことであるならば、それはくどくどつき練り返したように、国が一つの費用を投じてやつてもいい、国民の血税をもつてやつてもいいと考えるものであるけれども、何と申し上げても賭博行為であるものを今ぶつた切ることには困難であるから存続させようというものが、大臣がどう説明されようとも、腹の中はそうであるに違いない。切られ

るのが困難であるというところからきておる。将来こういうものは——将来どころではない、たつた今すぐからでもわれわれはこれを廃止してもらいたいという気持は持つておるのですけれども、そういうことであるとすれば、たとえそれが国民の血税をもつても、かなうものでないにいたしまして、その費用は、外国人でなくて、みな日本の勤労者たちがぶち込むのだというところを考えた場合に、いよいよますます罪作りになるだけのことだと考えざるを得ない。そういうふうなことをすると、別の裏の面から言うならば、国民がせちがらくなるに従つて、いろいろ考えたり、言葉の中にあつて、いろいろに、各種のものを役人のうば捨て山に作り上げようとしておるのだという疑惑を持つていくわけですが、このたぐいはこれが最も確に表われる性格のものだと杞憂せざるを得ないわけなんです。こういうあれについては、ほんとうに今までの何か弊害があることをためつつ、しかもそのぶつた切つてしまふというところにはできないというふうな困難な事情がありますならば、それはそれなりなことやって、国民がまあその程度ならばやむを得ないだろうというふうな程度に、了解してくれる範囲内におけることでの存続にしてみたらどうか、こう考えるのですが、いろいろの内容を検討すれば検討するほど、うば捨て山を大きくするようになるとにとられがちな内容を持つておると懸念するわけですが、大臣、もう一べんくどういふようすけれども、再検討してみようというお考えはありますか。

○國務大臣(斎藤隆夫) モーターボートその他これに類似する競技法の施行

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君) これは年間の予算でございます。新しい団体が設立されますと、これが切りかわるといふことになるわけでございます。

○田上松衛君 今のお言葉の中では給与総額と言われたが、それは期末手当その他等を含む一切の金額のことであるのかどうであるか。

○政府委員(藤野淳君) これは期末手当全部含んだ給与でございます。

○田上松衛君 ここから生まれたものをやつて、これだけの人間の機関を作が年間かかつていくということになるわけです。おそらく、あんなにどうだベース・アップが行なわれるとか何のかんのかということになるに従つて、他

の大きな、みずからものを作り出していくところの道路公団であるとか住宅公団であるとかいうような性質のもの、あるいは水資源公団であるとかいふようなもの等の、そのことを頭に浮かべて考えるならば、やはり公団並みというところになるならば、この数字は近く二千万円に達する、近くじやない、もう三十七年度年末においてやるだろうというところは、三つ子でもわかる理屈です。私は、こういうことが何か新しい日本の健全な体育を奨励していくためのものであるというふうなことであるならば、それはくどくどつき練り返したように、国が一つの費用を投じてやつてもいい、国民の血税をもつてやつてもいいと考えるものであるけれども、何と申し上げても賭博行為であるものを今ぶつた切ることには困難であるから存続させようというものが、大臣がどう説明されようとも、腹の中はそうであるに違いない。切られ

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)

○田上松衛君

○政府委員(藤野淳君)



に關しまして、いろいろ弊害の起きて参りましたことにかんがみて、政府としましては、この公営競技調査会に諮問をいたし、この調査会は、先ほども局長から御答弁申し上げましたように、評論家そのほか、こういった事柄について相当深い考えを持っておられるであろう人々を委員にお願いをし、検討を願ったわけでありますが、その結果、先ほど田上さんからもおっしゃったように、答申が出て参りました。そして、やはりこういったものは弊害をためて、そうして健全娯樂としてできるだけ公開の場で、こういった射的的なことを弊害を少なくしてやらせたほうがよからう、それには弊害をためるいろいろな方法を講じるようにという各項目の答申があつたわけでありました。政府はこの答申を尊重いたしました。とにかかきよいように指導して参りたいというのがこの改正法案の趣旨でございます。御意見の点もございまして、とにかかきよいように指導して参りたい、かように考えております。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。

○田上松衛君 さつき冒頭にお断りしたように、いかにしても、この法案をきよに、私に關する限りはこの席上において初めて読んだだけのことでございます。内容の全般にわたつてまじめな気持でもっと検討してみたいと考へるので、質疑は終了でなく、残余のものを留保することを申しておきたい。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。

○田上松衛君 さつき冒頭にお断りしたように、いかにしても、この法案をきよに、私に關する限りはこの席上において初めて読んだだけのことでございます。内容の全般にわたつてまじめな気持でもっと検討してみたいと考へるので、質疑は終了でなく、残余のものを留保することを申しておきたい。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。

○田上松衛君 さつき冒頭にお断りしたように、いかにしても、この法案をきよに、私に關する限りはこの席上において初めて読んだだけのことでございます。内容の全般にわたつてまじめな気持でもっと検討してみたいと考へるので、質疑は終了でなく、残余のものを留保することを申しておきたい。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。

○田上松衛君 さつき冒頭にお断りしたように、いかにしても、この法案をきよに、私に關する限りはこの席上において初めて読んだだけのことでございます。内容の全般にわたつてまじめな気持でもっと検討してみたいと考へるので、質疑は終了でなく、残余のものを留保することを申しておきたい。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。

○田上松衛君 さつき冒頭にお断りしたように、いかにしても、この法案をきよに、私に關する限りはこの席上において初めて読んだだけのことでございます。内容の全般にわたつてまじめな気持でもっと検討してみたいと考へるので、質疑は終了でなく、残余のものを留保することを申しておきたい。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。

○田上松衛君 さつき冒頭にお断りしたように、いかにしても、この法案をきよに、私に關する限りはこの席上において初めて読んだだけのことでございます。内容の全般にわたつてまじめな気持でもっと検討してみたいと考へるので、質疑は終了でなく、残余のものを留保することを申しておきたい。

〔速記中止〕  
○委員長(村松久義君) 速記を始めます。

他に御質疑はございませんか。——  
ないようですから、これをもちつて質疑を終局し、討論に入ります。御意見のある方は順次御発言を願います。

○大倉精一君 誤解があるといけませんので、簡単に反対の理由を申し述べた上で反対をしたいと思います。

まず第一番に、すでに質疑の中でもって申し上げたように、競輪なり、あるいはモーターボート競走なり競馬なりという競技そのものには反対するのじゃないのです。が、しかしながら、現在の制度は、時間もありませんから重複を避けなければならず、すでに質問の中で明らかにしたように、この理由をもつて私は反対をいたします。ただ、答申にもあるように、われわれの立場としては、かわりに財源なりその他の方策を講じて、すみやかにこの制度を廃止すべきである、こういう立場に立っております。したがつて、この法律案は、この制度を存続するという前提に立つ限りにおいては若干改善されるものでありますから、これはけっこうかと思つておられます。私は根本的にこの制度を廃止すべきである、こういう考へのもとに立ちますから、この法律案では、なおこの制度を存続される、こういう結果に相なりますので、私は日本社会党を代表して反対するものであります。

○田上松衛君 質問を通じて若干の意見を申し上げましたように、大体この種の問題は、一刻も早くこれを廃止して、なるべく国民がまじめな気持でもつて今日の時勢に対応できるように、ほんとうの生業のほうにいそしんでいく道をわれわれは常に念願しておるわけなんです。したがつて、一刻も早くこれを廃止されることを望んでおる。大倉委員が言われたように、今度の一部改正案に反対するということがあれば、結果的にはもつと改正しない前の弊害の多いものが残つてしまつて、いう結果になることになってしまつて、非常にこの点から見ると立場は苦しいわけですから、根本的な考へが廃止へ持つていくべきである、しかしこういうことをやつて存続されることになつていくのだ、こういう点から反対をせざるを得ない立場に立つておるわけでありまして、したがつて、反対を申し上げる真意はそこにあるということ、を十分御了承願いたいということ、及び私どもが反対するといつたしまして、結果的には、これは言はずして本法案が原案通りに通過されることはわかりきつておることでございますので、どうかひとつ、通過後においても、質疑の中に申し述べたいいろいろな私どもの不安、不満あるいは要望、そういうものには大臣初め当局の方が十分心して下さつて、運営の面でこれらの点についてはひとつ補つていただきたいというところをお願い申し上げて、反対の理由にかえさせてもらいたいと思つておる。

○金丸富夫君 私は自由民主党を代表いたしました。本案に賛成の意見を表明いたします。

このモーターボートあるいは競輪その他のことが射的心を非常にそそる。その結果、非常に社会悪の温床となる

というふうな御議論、またその善悪、これがいいものか悪いものか、その道徳的というか、そういうものの判定につきましては、私ども今反対された委員の方々のお言葉にもなるほどと思つておる。したがつて、この世の中、社会というものは、やはり生きておるのでありまして、生きておるものが生活しておる社会というものの間には、何も聖人君子だけが社会を形作つておるのではないのであつて、勢い悪く見なすべき、あるいはまたそういう好ましくない状況も現われてくると思つておる。しかし、これを除去に善導して、そうしてつづかな社会にするというのが私は政治だろつと思つておる。ところで、この問題については、ただいま大臣がお答えになりました趣旨から考へ、また、公営競技調査会の答申を見ましても、あるいは競技自身がかわり財源がない限りは、あるいはまた、やるについては政府の監督を非常に厳にしろとか、いろいろの制限というものをつけておるといふことは、結局、一面においてそういう意味も含まれておるけれども、直ちにもつてこれを最大の罪悪だといふ工合に見てもいいないといふことに私はうなづかれるわけでありまして、ところで、実際の問題として、これをただいま廃止するかしらぬかという問題になつて、何年間も時限立法でもつて長引いて参りましたが、この長引いたという理由をわれわれよく考へなくちゃならない。なるほど一思いに殺してしまつても行き方でございます。しかし、これが長く何回も一年々移つてきたといふところに存続の若干のや

はり意味があつたと思つておる。これは健全

またもう一つは、約二万名の者がおる。これを全部やめてしまつていふことになりますれば、今は非常に産業界は生産向上のときでありますから心配は要らないといふもの、この路頭に迷う従業員関係約二万名の処置をしな

ければならぬといふ問題がある。炭鉱関係において五万名を処置するにつれて、非常にわれわれの血の出るような

やはり財源を使つてやつておる。こういうふうなものでも、性質のいかんにかかわらず、現実に失職するといふこ

九

とはこれは明らかであります。こうい  
うところから考え思い合はせまうとい  
うと、やはりこの財源を国として十分  
にできて、そういう方面には税金を  
もつて手当てできるといふことになる  
までは、これはやはり存続して、一  
方、やり方をよく指導し、監督して、  
弊害のできるだけ少ない方向に持つて  
いくということが最も妥当なものだろ  
うと私は考えます。したがって、本案  
に賛成するゆゑんであります。

○委員長(村松久義君) 他に御発言も  
なければ、討論を終局し、採決を行な  
います。

○委員(村松久義君) 賛成者挙手  
本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(村松久義君) 多数と認め、  
本案は可決すべきものと決定いたしま  
した。

報告書の作成については、委員長に  
御一任を願います。

○委員長(村松久義君) 次に、連合審  
査会の開会についてお諮りいたしま  
す。

通信委員長より、船舶職員法の一部  
を改正する法律案について、連合審査  
会の開会要求の申し出がございまし  
た、通信委員長要求のとおり連合審査  
会を開会することに御異議ございませ  
んか。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

なお、開会の日時等につきまして  
は、委員長及び理事に御一任を願いた  
いと存じます。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

○委員(村松久義君) さように決定  
をいたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時三十八分散会

四月五日予備審査のため、本委  
員会に左の案件を付託された。  
一、鉄道敷設法の一部を改正する法  
律案

鉄道敷設法の一部を改正する法律  
案

鉄道敷設法の一部を改正する法  
律

鉄道敷設法(大正十一年法律第三  
十七号)の一部を次のように改正す  
る。

別表第三十三号の次に次の一号を  
加える。

三十三ノ二 栃木県上三依ヨリ西那  
須野ニ至ル鉄道

別表第三十九号の次に次の一号を  
加える。

三十九ノ二 茨城県鹿島ヨリ千葉県  
佐原ニ至ル鉄道

別表第四十九号の次に次の一号を  
加える。

四十九ノ二 千葉県船橋ヨリ小金二  
至ル鉄道

別表第五十五号ノ二の次に次の一  
号を加える。

五十五ノ三 新潟県直江津ヨリ松代  
附近ヲ経テ六日町ニ至ル鉄道及松  
代附近ヨリ分岐シテ湯沢ニ至ル鉄  
道

別表第六十八号の次に次の一号を  
加える。

六十八ノ二 石川県飯田ヨリ蛸島ニ  
至ル鉄道  
別表第七十二号の次に次の一号を  
加える。

七十二ノ二 愛知県瀬戸ヨリ稲沢ニ  
至ル鉄道

別表第七十五号の次に次の二  
号を加える。

七十五ノ三 三重県津附近ヨリ松阪  
ヲ経テ伊勢ニ至ル鉄道

七十五ノ四 三重県伊勢ヨリ長島ニ  
至ル鉄道

別表第八十号の次に次の一号を加  
える。

八十ノ二 京都府広野ヨリ大阪府長  
尾ニ至ル鉄道

別表第九十号ノ三の次に次の一号  
を加える。

百十ノ四 福岡県田野浦附近ヨリ會  
根ニ至ル鉄道

別表第二百二十三号の次に次の一号  
を加える。

百二十三ノ二 宮崎県恒久ヨリ内海  
附近ニ至ル鉄道

別表第四百二十二号ノ三の次に次の  
一号を加える。

百四十二ノ四 落合ヨリ串内附近ニ  
至ル鉄道

附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

四月六日日本委員会に左の案件を  
付託された。

一、三陸沿岸縦貫鉄道の建設線編入に  
関する請願(第二五八〇号)

一、唐津、呼子、伊万里線の国鉄新線  
建設予定線を調査線へ格上げに關す

る請願(第二六〇三号)  
二五八〇号 昭和三十七年三月二  
十七日受理  
三陸沿岸縦貫鉄道の建設線編入に關す  
る請願  
請願者 岩手県議會議長 山崎  
権三

紹介議員 谷村貞治君  
三陸沿岸地域の開発は、その豊富な資  
源と相まって国土総合開発法及び東北  
開発三法の施行に伴い、いっそうその  
重要度を増している今日、三陸開発の  
根幹である三陸沿岸縦貫鉄道の完遂こ  
そ、まさに焦びの急務である。さいわ  
いにも、その緊要性が認められ、昨年  
調査線に編入され、調査線としての諸  
般の調査をすすめていたところ、近く  
これを完了することであるが、こ  
の上は、即刻三陸沿岸縦貫鉄道を建設  
線に編入し、早期完遂を図られるよ  
う、特段の配慮をせられたいとの請  
願。

第二六〇三号 昭和三十七年三月  
二十八日受理  
唐津、呼子、伊万里線の国鉄新線建設  
予定線を調査線へ格上げに關する請願  
請願者 佐賀県東松浦郡呼子町  
長 落合勝郎外二十三  
名

紹介議員 鍋島直紹君  
佐賀県唐津市から呼子町を経て伊万里  
市に至る間は去る昭和三十六年五月十  
二日の鉄道建設審議会において、鉄道  
敷設法にもとづく国鉄新線建設予定線  
に編入されたが、この沿線は玄海国定

公園の中心地点であり、国際的な遊覧  
コースとしてその名は内外に高く西日  
本一帯遠くは関西、関東方面よりの観  
光客がとみに増加している現状である  
から、すみやかに本予定線を調査線に  
格上げせられ早期建設を実現せられた  
いとの請願。